



私財等の寄附者に紺綬褒章を伝達します



令和4年8月29日

郡山市税務部

市民税課

課長 小野 貴裕

ターゲット 17.1 TEL：924-2081

SDGs ターゲット 17.1 「課税・徴税能力の向上のため、国内資源の動員を強化する」

私財等の寄附者に紺綬褒章の伝達を行います。

- 1 日 時 9月1日(木) 午前11時
- 2 場 所 市役所秘書課応接室（本庁舎2階）
- 3 受章者 山田 晃久 様
山田サービサー総合事務所代表取締役
㈱山田エスクロー信託取締役会長
司法書士法人山田合同事務所代表
- 4 出席者 郡山市長、税務部長、農林部長

<紺綬褒章>

褒章条例第1条の規定に基づき、公的機関や公益法人などへ500万円以上の寄附をした個人に対し授与されます。

今回、山田晃久様は7回目（本市上申分）の受章となります。